

## 仙台市障害者施策推進協議会運営要領（改正案）

平成 22 年 8 月 9 日

仙台市障害者施策推進協議会

## （趣旨）

第 1 条 仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営は、「仙台市障害者施策推進協議会条例」（昭和 63 年仙台市条例第 128 号。以下「条例」という。）並びに「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」（平成 9 年 3 月 19 日市長決裁。）及び「附属機関等の会議の公開に関する取扱要領」（平成 11 年 3 月 12 日総務局長決裁）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## （会議の招集）

第 2 条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、緊急の場合その他やむを得ない場合を除き、当該会議の日時、開催場所及び当該会議において付議しようとする事項を記載した文書をもって、その開催の 1 月前までに委員に通知しなければならない。

## （議事録の作成）

第 3 条 会長は、協議会の会議の議事録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び開催場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 会議の議事の要点
- (4) その他会長が特に必要と認めた事項

2 前項の議事録には、会長が指名した委員 1 名が署名しなければならない。

## （会議の公開）

第 4 条 協議会の会議は、公開でこれを行う。ただし、協議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 7 条各号に掲げる情報を扱う場合
- (2) 会議に出席している委員が全員一致で、会議を公開することにより、公正及び中立な審議が阻害され会議の目的が達成されないと認める場合

2 公開した会議の議事録の写し及び会議資料は、仙台市市政情報センター及び区情報センター並びに仙台市ホームページにおいて、市民の閲覧に供するものとする。

## （傍聴席）

第 5 条 協議会は、当該会議の会場に傍聴席を設け、市民等に傍聴を認めるものとする。ただし、前条第 1 項各号の規定により、協議会の会議を公開しない場合は、この限りではない。

- 2 協議会は、公開する会議の運営上必要と認めたときは、傍聴人の定員数を制限することができる。

(傍聴人)

第6条 傍聴人は、協議会の会場において傍聴のために定められた場所以外に立ち入ってはならない。

- 2 会長は、危険な物を所持している者、酒気を帯びている者その他協議会の秩序を保持するために支障があると認められる者に対しては入場を拒み、又はその者を退場させることができる。
- 3 傍聴人は、傍聴席において発言し又は会議の進行を妨げるような行為をしてはならない。
- 4 傍聴人は、協議会の会場において会長の指示に従わなければならない。
- 5 会長は、その指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

(臨時委員)

第7条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、条例第二条第二項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解嘱又は解任されるものとする。

(分科会)

第8条 協議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じ、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 条例六条の規定は、分科会に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会に属する委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条 協議会及び分科会は、特定の事項を調査するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会におかれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

5 条例第六条の規定は、部会に準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、仙台市健康福祉局健康福祉部障害企画課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成 22 年 8 月 9 日から実施する。

附 則 (平成 24 年 6 月 1 日改正)

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から実施する。



仙台市障害者施策推進協議会運営要領（平成二十二年八月九日実施）新旧対照表

| 現行  | 改正案   | 備考 |
|---|---|----|
| <p>○仙台市障害者施策推進協議会運営要領<br/>(趣旨)</p> <p>第1条 仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営は、「仙台市障害者施策推進協議会条例」（昭和63年仙台市条例第128号。_____），並びに「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」（平成9年3月19日市長決裁。）及び「附属機関等の会議の公開に関する取扱要領」（平成11年3月12日総務局長決裁）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、緊急の場合その他やむを得ない場合を除き、当該会議の日時、開催場所及び当該会議において付議しようとする事項を記載した文書をもって、その開催の1月前までに委員に通知しなければならぬ。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第3条 会長は、協議会の会議の議事録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議の日時及び開催場所</li> <li>(2) 会議に出席した委員の氏名</li> <li>(3) 会議の議事の要点</li> </ol> | <p>第1条 仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営は、「仙台市障害者施策推進協議会条例」（昭和63年仙台市条例第128号。以下「<b>条例</b>」という。），並びに「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」（平成9年3月19日市長決裁。）及び「附属機関等の会議の公開に関する取扱要領」（平成11年3月12日総務局長決裁）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> |    |

(4) その他会長が特に必要と認めた事項

2 前項の議事録には、会長が指名した委員1名が署名しなければならぬ。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開でこれを行う。ただし、協議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる情報を扱う場合

(2) 会議に出席している委員が全員一致で、会議を公開することにより、公正及び中立な審議が阻害され会議の目的が達成されないと認める場合

2 公開した会議の議事録の写し及び会議資料は、仙台市市政情報センター \_\_\_\_\_ において、市民の閲覧に供するものとする。

(傍聴席)

第5条 協議会は、当該会議の会場に傍聴席を設け、市民等に傍聴を認めるものとする。ただし、前条第1項各号の規定により、協議会の会議を公開しない場合は、この限りではない。

2 協議会は、公開する会議の運営上必要と認めるときは、傍聴人の定員数を制限することができる。

(傍聴人)

第6条 傍聴人は、協議会の会場において傍聴のために定められた場所以外に立ち入ってはならない。

2 会長は、危険な物を所持している者、酒気を帯びている者そ

2 公開した会議の議事録の写し及び会議資料は、仙台市市政情報センター 及び区情報センター並びに仙台市ホームページ において、市民の閲覧に供するものとする。

の他協議会の秩序を保持するために支障があると認められる者に対しては入場を拒み、又はその者を退場させることができる。

3 傍聴人は、傍聴席において発言し又は会議の進行を妨げるような行為をしてはならない。

4 傍聴人は、協議会の会場において会長の指示に従わなければならない。

5 会長は、その指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

(新設)

#### (臨時委員)

第7条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、条例第二条第二項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解嘱又は解任されるものとする。

#### (分科会)

第8条 協議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 条例六条の規定は、分科会に準用する。この場合において、「会長」

(新設)

とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会に属する委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条 協議会及び分科会は、特定の事項を調査するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会におかれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 条例第六条の規定は、部会に準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

第10条

(以下略)

第11条

(以下略)

(新設)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、仙台市健康福祉局健康福祉部障害企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この運営要領は平成二十四年六月一日から施行する。